

レジリエンス認証ロゴマーク規程

一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会

1. 総則

1-1. 目的

この規程は、レジリエンス認証を認証審査機関として実施する一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会が定める「レジリエンス認証に関する認証・登録実施要領」の第9条に基づき、レジリエンス認証・登録を受けた団体がレジリエンス認証ロゴマークを使用するにあたって必要な事項を定めます。

1-2. ロゴマークの使用

レジリエンス認証・登録を受けた団体は本規程に基づき使用することができます。

1-3. ロゴマークの使用期間

レジリエンス認証・登録団体の使用期間は、認証・登録証に記載された認証・登録日から2年間とします。その後、更新審査を申請し、認証・登録が更新されれば、継続してロゴマークを使用することができます。

2. 使用の条件

使用にあたっては以下の条件を遵守してください。

- (1) ロゴマークを第三者に譲渡または貸与したことが判明した場合、認証を取り消すことがあります。
- (2) 名刺に使用する場合は、認証・登録組織に所属し、業務に従事している者のみが使用できません。

3. ロゴマークの使用方法

「レジリエンス認証ロゴマーク使用の手引」を遵守して使用してください。

4. ロゴマークの使用状況等の調査

当協議会はロゴマーク使用団体に対して、使用状況等について調査を行うことがあります。

附則

この規程は、平成28年4月7日から施行する。